下水道課関係

1 合併処理浄化槽設置補助制度

公共用水域の水質汚濁の防止を図り、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上 を図るため、家庭に合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付する。

- (1) 補助対象区域・・・次の区域を除く鹿沼市内
 - 公共下水道認可区域
 - · 農業集落排水事業処理区域
 - 地域下水処理施設対象区域
- (2) 補助金額
 - ①合併処理浄化槽設置費補助金
 - ・ 5 人槽: 332,000 円、 7 人槽: 414,000 円、10 人槽: 548,000 円
 - ②单独処理浄化槽撤去費補助金
 - ・一定の条件のもと、50,000円を限度として助成する。

(3) 実績

区分	件数(件)	金 額(円)
合併処理浄化槽設置費補助金	89	32, 932, 000
単独処理浄化槽撤去費補助金	7	350,000
計	96	33, 282, 000

2 公共設置型浄化槽保守管理業務委託

市が市民の家庭に設置した公共設置型浄化槽を維持管理するため、業者に委託するものであり、所管する上南摩地区81基、東大芦地区63基、合計144基の維持管理を実施した。

・浄化槽使用料(月額)5人槽:4,104円、7人槽:4,644円、10人槽:5,292円

○委託内容

委 託 業 務 名	場所	期間	金 額(円)
上南摩地区公共設置型浄 化槽保守管理業務委託	上南摩地区	H29. 4. 1∼ H30. 3. 31	2, 889, 000
東大芦地区公共設置型浄 化槽保守管理業務委託	東大芦地区	H29. 4. 1∼ H30. 3. 31	2, 353, 200
計			5, 242, 200

3 雨水活用設備(雨水貯留槽・雨水浸透桝)設置費補助制度

雨水の流出の抑制及び雨水の有効利用の促進を図るため、雨水活用設備(雨水貯留槽・雨水浸透桝)を設置する者に補助金を交付する。

(1) 補助対象区域

・雨水貯留槽:鹿沼市の全域

・雨水浸透桝: 鹿沼市の市街化区域または用途地域(口栗野の一部)

(2) 補助金額

・雨水貯留槽:市販製品は、経費の2分の1以内で上限30,000円

自主製作品は、5,000円

・雨水浸透桝:単独で設置の場合は、経費の2分の1以内で上限50,000円

集団で設置の場合は、経費の2分の1以内で上限70,000円

(3) 実績

区分	件数(件)	金 額(円)
雨水貯留槽設置費補助金	7	167, 000
雨水浸透桝設置費補助金	2	59,000
計	9	226, 000

4 水洗化普及

(1) 処理区域内状况

下水を公共下水道に流入することができる地域の戸数・人口

戸数 24,967戸

人 口 62,554人

(2) 処理区域内水洗化

処理区域内において公共下水道に流入している戸数・人口

戸 数 23,275戸

人 口 58,622人

(3) 処理区域内未水洗化

処理区域内において公共下水道に接続していない戸数・人口

戸 数

1,692戸

人口

3,932人

(4) 水洗化率

処理区域内において公共下水道に流入している戸数・人口の割合

戸 数

93.2%

人口

93.7%

(5) 水洗便所設置補助金交付状況

下水道処理区域内の水洗化を普及・促進するため、くみ取り式便所を水洗便所に改造する工事を行う場合や、浄化槽を廃止して接続工事をする場合、1件当たり13,500円の補助金を交付する。(供用開始から3年以内の区域)

14件

189,000円

(6) 水洗便所改造資金貸付状況

下水道処理区域内の水洗化を普及・促進するため、くみ取り式便所を水洗便所に改造する工事をした場合、1 か所 26 万円以内、2 か所 44 万円以内、浄化槽を廃止して接続工事をする場合、14 万円以内の改造資金の無利子貸付を行う。

0 件

0 円